

お知らせ

平成30年4月26日
九州電力株式会社

川内原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設の
工事計画認可申請書に係る補正書を提出しました
— 「新たに設置する建屋等」に係る補正 —

当社は、川内原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請を3分割で行っており、このうち、2分割目「新たに設置する建屋等」に係る申請について、これまでの審査を踏まえ、設備の申請時期の見直し及び記載の適正化等を図り、本日、原子力規制委員会へ補正書を提出しました。

当社は、今後も、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

- 特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。
- 川内原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

申請時期	設備等	申請日、補正日
1分割目	原子炉補助建屋等に設置する設備	(申請)H29. 7. 10
2分割目	新たに設置する建屋等	(申請)H29. 8. 8 (補正)H30. 4. 26 (今回)
3分割目	新たに設置する設備等	(申請)H30. 3. 9

以上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。